

# 検証 共謀罪 廃止しかなない

「共謀罪」法の核心である「合意」(法文上は「計画」)についても、詳細は不明確なままです。

「メールやライン(無料通信アプリ)でも合意が成立することはない」と。2月末、金田勝年法相の答弁が、市



審議が深まらないままの強行採決に抗議する野党議員＝5月19日、衆院法務委

## 「合意」なお不明確

Ⓜ

民の日常的なコミュニケーションが広く監視され、プライバシーが侵される同法の危険性を浮かび上がらせた。ラインとは、10、20代の若者を中心に普及する通信手段。文章の他、イラストに「いいね」「ありがとう」などの意思や感情を表す一言を付した「スタンプ」をやりとりするのが人気です。

### 絵文字までも

こうしたスタンプやメールの絵文字など、文章によらない意思表示も「合意」と見なされるのか問われた金田法相は、「合意の手段は限定していない」と明言しました。

政府は現在の盗聴法で、メールやSNS(ライン・フェイスブック・ツイッターなど)の傍受は可能との見解。金田法相は、共謀罪を通信傍受の対象にするつもりはないとしつつ、将来加える可能性は否定していません。

「合意」は、目配せや順次共謀でも成立しうるとも指摘されています。順次共謀とは、AとBが合意し、次にBとCが合意した場合、AとCも共謀関係と見なされるもの。目配せによる合意に関して、政府は過去に廃案となつた共謀罪法案の審議で「十分成立する場合はある」と説明。今回の審議でも金田法相は、「合意」の定義は変わらないと述べています。

### 監視の目拡大

日本共産党の山添拓参院議員は、犯罪発生前から警察が、その可能性が高度に認められるとして被疑者を尾行・盗撮していた堀越事件(最高裁で無罪確定)を例示。共謀罪ができて、捜査手法は変わらない」とする政府答弁を元に、こうした監視は「共謀罪においても計画に及ぶ前の段階から当然行われうる」「捜査機関がターゲットにした人に対し、犯罪に関係ない行動や通信も含めて丸裸にするような捜査が行われる」「監視社会」になると、その危険性を告発しています。(つづく)

順次共謀については、衆参の参考人質疑で複数の刑法学者が、裁判例を元に、共謀罪でもこれが「合意」と見なされうると警告しました。

さらに、村井敏邦一橋大学名誉教授は、過去の法案で「合意」だった文言が、今回は「計画」に変わっている点に注目。法文に「計画」の定義がなく、「合意」と同じなのか、違つのかさえ分からなると批判しました。実体が不明確なまま、具体